

新危対第 250 号
令和 8 年 7 月 8 日

各区自治協議会長 様

新潟市国民保護協議会

会長 新潟市長 中原 八一
(公 印 省 略)

新潟市国民保護協議会委員の推薦について（依頼）

日頃、本市の国民保護行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新潟市国民保護協議会の委員につきましては、別添「新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿」のとおりご就任いただいているところですが、本年 8 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き貴自治協議会からご就任賜りたく、別紙 1「新潟市国民保護協議会委員推薦届」により適任者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご推薦にあたっては、大変お手数をおかけいたしますが、別紙 2「同意書」によりご本人様の同意を確認のうえ、あわせてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1 任 期

令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで（2 年間）

2 職 務

市長の諮問に応じて新潟市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項（新潟市国民保護計画など）を審議します。

3 報 酬

「新潟市国民保護協議会」にご出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。
(国・県・市の機関は除く)

4 回答期限等

令和 8 年 8 月 27 日（木）までに、改めて別紙 1・2 に所要事項を記入のうえ、ご回答願います。

5 女性委員の登用推進について

新潟市では、別添「新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）」に示すとおり、女性委員の比率目標を４５％以上としておりますが、本協議会では２３％に留まっている現状を何卒ご理解いただき、積極的に女性の適任者をご推薦くださいますようお願いいたします。

6 添付資料

- (１) 新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿
- (２) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）
- (３) 新潟市国民保護協議会条例
- (４) 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

【担当】

新潟市危機管理防災局 危機対策課
遠山 友紀

TEL：025-226-1146（直通）

FAX：025-224-0768

E-mail:kikitaishaku@city.niigata.lg.jp